

令和6年

上尾市教育委員会4月定例会
報告事項

報 告 名

（教育総務部 教育総務課）

報告事項 1	令和 6 年上尾市議会 3 月定例会について -----	1
報告事項 2	学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定の 締結について -----	2

（教育総務部 生涯学習課）

報告事項 3	令和 7 年上尾市二十歳のつどいについて -----	6
報告事項 4	令和 6 年度文化芸術関係催事について -----	7

（教育総務部 図書館）

報告事項 5	令和 5 年度上尾市図書館事業実績の概要について -----	8
--------	--------------------------------	---

（学校教育部 指導課）

報告事項 6	令和 6 年度研究委嘱について -----	9
報告事項 7	令和 6 年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程につ いて -----	1 2
報告事項 8	上尾市学校運営協議会委員の任命について -----	1 4
報告事項 9	住民監査請求に係る監査結果について -----	1 5
報告事項 10	令和 6 年 3 月 いじめに関する状況について -----	2 2

（学校教育部 学校保健課）

報告事項 11	産業医の委嘱について -----	2 5
---------	------------------	-----

令和6年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項1

所属名 教育総務部 教育総務課

件名

令和6年上尾市議会3月定例会について

内容説明

◎ 会期 令和6年2月16日～令和6年3月19日（33日間）

◎ 市長提出議案（教育関連議案抜粋）

■ 議案第2号 令和5年度上尾市一般会計補正予算(第11号)

議決結果：全会一致にて原案可決

◇教育関係 歳入予算の補正額： △10,915千円

◇教育費 歳出予算の補正額： △202,401千円

◇教育関係 繰越明許費補正額： 11,173千円

■ 議案第6号 令和6年度上尾市一般会計予算

議決結果：賛成多数にて原案可決

◇教育関係 歳入予算の合計額： 1,083,139千円

◇教育費 歳出予算の合計額： 7,001,355千円

◇教育関係 債務負担行為の限度額： 199,805千円

■ 議案第15号 上尾市立平方北小学校再編検討協議会条例の制定について

議決結果：賛成多数にて原案可決

■ 議案第22号 上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の制定について

議決結果：全会一致にて原案可決

■ 議案第23号 上尾市民体育館条例及び上尾市平塚サッカー場条例の一部を改正する条例の制定について

議決結果：全会一致にて原案可決

■ 議案第32号 財産の取得について【小学校教師用指導書】

議決結果：全会一致にて原案可決

■ 議案第33号 財産の取得について【小学校教師用指導書】

議決結果：全会一致にて原案可決

◎ 市政に対する一般質問 別冊資料のとおり

添付資料

添付資料名

・ 無

令和6年上尾市議会3月定例会 市政に対する一般質問 答弁要旨【別冊】

令和6年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項2

所属名 **教育総務部 教育総務課**

件 名

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定の締結について

内 容 説 明

上尾市教育委員会が管理する学校施設を活用した放課後児童クラブの整備、開設及び運営に関し、児童クラブの整備等にあたっては、学校教育に支障が生じない限りにおいて、学校施設の活用を基本とすることを基本的合意とする協定を上尾市子ども未来部青少年課と締結しましたので、報告します。

添付資料

添付資料名

有 ・ 無

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書
【3ページ～5ページ】

学校施設を活用した放課後児童クラブの整備に係る協定書

上尾市子ども未来部青少年課長（以下「甲」という。）と上尾市教育委員会教育総務部教育総務課長（以下「乙」という。）とは、乙の管理する学校施設を活用した放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の整備、開設及び運営（以下「整備等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（基本的合意）

第1条 児童クラブの整備等に当たっては、学校教育に支障が生じない限りにおいて、学校施設の活用を基本とする。

（対象の学校施設と児童クラブ）

第2条 協定書に係る対象の学校施設と児童クラブは、別紙のとおりとする。

（施設の区分・管理）

第3条 施設の区分は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校専用エリア（主として学校の児童及び教職員等が使用するエリア）
 - (2) 児童クラブ専用エリア（主として児童クラブを利用する児童及び放課後児童支援員等（以下「児童クラブ利用児童等」という。）が使用するエリア）
 - (3) 共用エリア（学校の児童・教職員等と児童クラブ利用児童等が共同で使用するエリア）
- 2 施設・設備の維持管理等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリア及び共用エリアは乙が責任を負うものとする。
- 3 警備・防災等については、児童クラブ専用エリアは甲が、学校専用エリアは乙が責任を負うものとする。共用エリアは原則として乙が責任を負うが、児童クラブだけが開設している時間帯は、甲が責任を負う。

（学校既存設備の利用等）

- 第4条 児童クラブの整備等に当たっては、児童クラブ利用児童等が使用するトイレ、洗面所等については、できる限り新設することなく、学校の既存設備を使用するものとする。
- 2 児童クラブ利用児童等が使用する出入口については、児童クラブ専用エリア又は共用エリアに設置するものとする。

（事故等に係る責任の範囲）

第5条 施設の区分にかかわらず、開所時間内における児童クラブ利用児童等の事故及び児童クラブ利用児童等が起因する学校施設の破損は、甲が責任を負うものとする。ただし、原因が不明な破損については、甲乙協議により決定するものとする。

(光熱水費の負担)

第6条 児童クラブに係る電気・ガス・水道料金及び下水道使用料については、甲が負担する。ただし、明確に区分できない場合には、甲乙協議により決定するものとする。

(学校施設の不足により学校運営に支障が生じた場合の対応)

第7条 学校施設の不足により、甲に学校施設から転用した施設を使用させることが困難な事態が生じたときは、乙は甲に速やかに通知し、甲乙協議の上、施設を学校施設へ再転用することを基本とする。

2 前項の協議の結果、甲、乙、双方が合意した場合には、甲は速やかに移転先を確保するものとする。

(個別協議)

第8条 各条の規定は原則的なものであり、具体的な事例については必要に応じて個別に協議するものとする。

(疑義等があった場合の対応)

第9条 この協定に定めのない事態が生じたとき又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議により決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、当事者押印のうえ、甲乙各自1通を保有するものとする。

令和 6年 4月 1日

甲 上尾市子ども未来部青少年課長
小川 博史



乙 上尾市教育委員会
教育総務部教育総務課長
杉木 直也



【別紙】

	放課後児童クラブ	小学校
1	東町小学童保育所	東町小学校
2	富士見小学童保育所	富士見小学校
3	原市第二学童にこにこクラブ	原市小学校
4	原市第三学童保育所	原市小学校
5	大石南小学童保育所	大石南小学校
6	今泉小学童保育所	今泉小学校
7	西小なかよし児童クラブ	西小学校

令和6年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項3

所属名 教育総務部 生涯学習課

件 名

令和7年上尾市二十歳のつどいについて

内 容 説 明

「令和7年上尾市二十歳のつどい」を下記の通り実施します。

記

- 1 日時 令和7年1月12日（日）
 - (1)第1回目 午前10時30分から11時40分まで（受付：午前10時～）
（太平、大石、西、大石南、南、大谷中の学校区）
 - (2)第2回目 午後1時20分から2時30分まで（受付：午後0時50分～）
（上尾、原市、上平、東、瓦葺中の学校区）
- 2 会場 あげお富士住建ホール（上尾市文化センター）大ホール
- 3 主催 上尾市・上尾市教育委員会
- 4 内容 アトラクションと式典の2部構成
 - (1) アトラクション（第1部）20分程度
 - (2) 式典（第2部）50分程度 ※第1部からの舞台転換含む
開式、国歌市歌の斉唱、市民憲章の朗読、式辞、祝辞、
誓いのことば、恩師への花束贈呈、閉式
- 5 対象者 平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人
 - (1) 市内在住の人
 - (2) 市外在住で、以前上尾市に住んでいて出席を希望する人

※ 参考 令和6年4月1日現在の対象者 2,130人

	男性	女性	合計
第1回目	579人	565人	1,144人
第2回目	509人	477人	986人
合計	1,088人	1,042人	2,130人

6 その他

以下については、今年度は実施しない。

- ・オンライン配信
- ・小ホールをサテライト会場とすること

添付資料

添付資料名

有 ・ 無

令和6年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項4

所属名 教育総務部 生涯学習課

<p>件 名</p> <p>令和6年度文化芸術関係催事について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>1 第56回上尾市美術展覧会 日時 令和6年10月22日(火)～10月27日(日) 午前10時～午後5時(最終日はいずれの会場も午後4時まで) 会場 三井金属あげおコミュニティセンター(上尾市コミュニティセンター)、 上尾市民ギャラリー</p> <p>2 第51回上尾市民音楽祭 ※時間は全て予定</p> <p>(1) 合唱祭 日時 令和6年11月10日(日) 午前11時～午後4時 会場 あげお富士住建ホール(上尾市文化センター)大ホール</p> <p>(2) 邦楽祭 日時 令和7年2月8日(土) 正午～午後3時30分 会場 三井金属あげおコミュニティセンター(上尾市コミュニティセンター)ホ ール</p> <p>(3) 吹奏楽・器楽祭 日時 令和7年2月16日(日) 正午～午後4時 会場 あげお富士住建ホール(上尾市文化センター)大ホール</p>	
添付資料	添付資料名
有 ・ <input type="checkbox"/> 無	

令和6年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項5

所属名 教育総務部 図書館

<p>件 名</p> <p>令和5年度上尾市図書館事業実績の概要について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>令和5年度における上尾市図書館事業実績の概要について、別紙のとおり報告します。</p>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	令和5年度 上尾市図書館事業実績の概要【別冊】

令和6年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項6

所属名 学校教育部 指導課

件 名 令和6年度研究委嘱について	
内 容 説 明 令和6年度研究委嘱について、別紙のとおり報告します。	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 · 無	令和6年度上尾市教育委員会委嘱研究校一覧【10ページ】 上尾市教育委員会委嘱研究校一覧【11ページ】

令和6年度上尾市教育委員会委嘱研究校一覧

令和6年4月1日現在

NO	発表日	曜	学校名	委嘱機関	研究領域等	研究主題等
1	10月29日	火	尾山台小	市教委	特別支援教育	自ら学び、考え、共に高め合う児童の育成
			大石中	市教委	学習指導	生徒一人一人のよい点や可能性を生かし、異なる考え方を組み合わせたよりよい学びを実現する授業改善 ～ICTを活用した表現する機会を通して～
			東中	市教委	学習指導	新しい時代を生きる力の育成 ～主体的・対話的で深い学びを通して～
2	11月5日	火	平方東小	市教委	学習指導 (外国語科・ 外国語活動・ 英語活動)	外国語に慣れ親しみ、 主体的にコミュニケーションを図ろうとする児童の育成
3			大谷中	市教委	道德教育	道德教育を通じて相互に理解し合い、 より良く生きようとする生徒の育成 ～個別最適な学びと協働的な学びを通じた 真・心(しん)の対話を目指して～
4	11月22日	金	原市南小	市教委 県教委	学習指導 (図画工作 科)	「思い」を生かして、生き生きと表現する児童の育成
5			芝川小	市教委	特別支援教育	自信をもち、きらりと輝く児童の育成 ～自己肯定感・自己有用感を高める指導方法の工夫～
6	11月27日	水	上平北小	市教委	学習指導 (国語科)	自らの考えをもち、互いに伝え合う児童の育成 ～「学力・意欲の相乗効果」を実現する授業改善～
7			大石小	市教委	学習指導 (算数科)	わかった、できたを実感し、 自信を育てる算数科の授業づくり ～個別最適な学びと協働的な学びの実現を通して～
8	1月29日	水	東小	市教委	学習指導 (外国語科・ 外国語活動・ 英語活動)	言語活動の充実を図り、楽しく伝え合う外国語授業の研究 ～英語で自分の思いを伝え、 進んでコミュニケーションを図る児童の育成～
9			上平中	市教委	学習指導	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の工夫 ～ICTとその他の教材を効果的に組み合わせて～

上尾市教育委員会委嘱研究校一覧

NO	学校名	研究領域等	研究主題等	委嘱年度	委嘱機関
1	平方小	体力向上	体力向上に向けた教育の推進 ～ 体育科の授業の工夫改善を行い、自己有用感を高め、生涯にわたり運動に親しみ心身の健康の保持増進に取り組むことができる児童の育成 ～	R6・R7	市教委
2	大石小	学習指導 (算数科)	わかった、できたを実感し、自信を育てる算数科の授業づくり ～ 個別最適な学びと協働的な学びの実現を通して～	R5・R6	市教委
3	上平小	学習指導 (国語科)	生き生きと活動する子供たちを目指して ～ 自分の言葉で自分の思いを伝えられる児童の育成～	R6・R7	市教委
4	尾山台小	特別支援教育	自ら学び、考え、共に高め合う児童の育成	R5・R6	市教委
5	東小	学習指導(外国語科・ 外国語活動・英語活動)	言語活動の充実を図り、楽しく伝え合う外国語授業の研究 ～ 英語で自分の思いを伝え、進んでコミュニケーションを図る児童の育成～	R5・R6	市教委
6	平方東小	学習指導(外国語科、 外国語活動・英語活動)	外国語に慣れ親しみ、主体的にコミュニケーションを図ろうとする児童の育成	R5・R6	市教委
7	原市南小	学習指導 (図画工作科)	「思い」を生かして、生き生きと表現する児童の育成	R5・R6	市教委
8	芝川小	特別支援教育	自信をもち、きらりと輝く児童の育成 ～ 自己肯定感・自己有用感を高める指導方法の工夫～	R5・R6	市教委
9	今泉小	総合的な 学習の時間	持続可能な未来をつくるSDGs教育の実践 ～ 2030年への挑戦 自ら考え、主体的に行動を起こす今っ子の育成～	R6・R7	市教委 県教委
10	西小	学習指導(外国語科・ 外国語活動・英語活動)	英語でも、楽しく意欲的に伝え合う西小っ子の育成	R6・R7	市教委
11	平方北小	学習指導 (国語科)	目を輝かせて主体的に学ぶ児童の育成 ～ 非認知能力を高める指導を通して～	R6・R7	市教委
12	大石北小	生徒指導	自己決定の場をつくる学習活動の工夫 ～ 個別最適な学びと協働的な学びのベストミックス～	R6・R7	市教委
13	上平北小	学習指導 (国語科)	自らの考えをもち、互いに伝え合う児童の育成 ～ 「学力・意欲の相乗効果」を実現する授業改善 ～	R5・R6	市教委
14	上尾中	学習指導	主体的・対話的で深い学びを推進し、生徒の未来につながる力の育成 ～ ICT端末の効果的な活用と地域連携を軸とした教育活動の構築～	R6・R7	市教委
15	大石中	学習指導	生徒一人一人のよい点や可能性を生かし、異なる考え方を組み合わせた よりよい学びを実現する授業改善 ～ ICTを活用した表現する機会を通して～	R5・R6	市教委
16	上平中	学習指導	主体的・対話的で深い学びの実現に向けた指導方法の工夫 ～ ICTとその他の教材を効果的に組み合わせて～	R5・R6	市教委
17	西中	総合的な 学習の時間	未来に夢を持ち持続可能な社会をつくる生徒の育成 ～ ESDの資質能力の育成に向けた中学校カリキュラムの充実～	R6・R7	市教委
18	東中	学習指導	新しい時代を生きる力の育成 ～ 主体的・対話的で深い学びを通して～	R5・R6	市教委
19	大石南中	学習指導	生徒の自己成長力を育む教育活動の工夫 ～ 個別最適な学びと協働的な学びを通じた深い学びの実現～	R6・R7	市教委
20	大谷中	道徳教育	道徳教育を通じて相互に理解し合い、より良く生きようとする生徒の育成 ～ 個別最適な学びと協働的な学びを通じた真・心(しん)の対話を目指して～	R5・R6	市教委

令和6年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項7

所属名 学校教育部 指導課

件 名

令和6年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程について

内 容 説 明

令和6年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程について、別紙のとおり報告します。

添付資料

添付資料名

有 ・ 無

令和6年度上尾市立小・中学校運動会及び体育祭日程一覧【13ページ】

令和6年度上尾市立小・中学校 運動会及び体育祭日程一覧【実施日順】

実施日	学校名	入場開始時刻	予備日1	予備日2	振替日
5月18日(土)	大石南中	8:25	5月20日(月)	5月22日(水)	5月13日(月)
5月24日(金)	上平中	8:35	5月28日(火)	5月29日(水)	
5月25日(土)	中央小	8:40	5月28日(火)	5月29日(水)	5月27日(月)
	富士見小	9:00	5月28日(火)	5月29日(水)	5月27日(月)
	鴨川小	未定	5月28日(火)		5月27日(月)
	芝川小	8:15	5月28日(火)		5月27日(月)
	瓦葺小	8:40	5月28日(火)	5月30日(金)	5月27日(月)
	平方北小	未定	5月28日(火)		5月27日(月)
	大石北小	8:45	5月28日(火)		5月27日(月)
6月1日(土)	上尾小	8:50	6月5日(水)	6月7日(金)	6月3日(月)
	東小	8:45	6月4日(火)	6月5日(水)	6月3日(月)
	原市南小	8:35	6月4日(火)		5月27日(月)
	南中	8:30	6月3日(月)	6月4日(火)	5月27日(月)
	大谷中	8:45	6月5日(水)	6月6日(木)	6月3日(月)
6月6日(木)	東中	8:30	6月10日(月)	6月11日(火)	
6月8日(土)	今泉小	8:20	6月11日(火)	6月12日(水)	6月10日(月)
9月14日(土)	上尾中	8:35	9月17日(火)	9月18日(水)	9月9日(月)
	原市中	8:35	9月17日(火)	9月18日(水)	9月9日(月)
9月21日(土)	大石南小	8:50	9月25日(水)	9月26日(木)	9月24日(火)
9月28日(土)	大谷小	8:40	10月1日(火)	10月2日(水)	9月30日(月)
	平方小	8:50	10月3日(木)		9月30日(月)
	上平小	8:35	10月1日(火)		10月2日(水)
	尾山台小	8:55	10月1日(火)	10月2日(水)	9月30日(月)
	平方東小	8:40	10月1日(火)	10月2日(水)	9月30日(月)
	西小	8:45	10月1日(火)	10月2日(水)	9月30日(月)
10月5日(土)	原市小	8:45	10月8日(火)		10月7日(月)
	上平北小	8:30	10月8日(火)	10月10日(木)	10月7日(月)
10月12日(土)	向原分校	9:30	10月16日(水)	10月17日(木)	10月15日(火)
10月19日(土)	大石中	8:30	10月22日(火)	10月23日(水)	10月21日(月)
10月26日(土)	東町小	9:00	10月29日(火)	10月30日(水)	10月28日(月)
	西中	8:30	10月30日(水)	10月31日(木)	10月28日(月)
11月2日(土)	大石小	9:00	11月6日(水)	11月7日(木)	10月28日(月)
	太平中	8:35	11月6日(水)		11月5日(火)
	瓦葺中	8:20	11月6日(水)		10月28日(月)

件 名

上尾市学校運営協議会委員の任命について

内 容 説 明

下記の事項について、特に緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことから、上尾市教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則（平成22年上尾市教育委員会規則第4号）第4条第1項の規定により、次のとおり教育長が臨時に代理して処理いたしましたので報告します。

記

1 臨時代理事項

上尾市学校運営協議会委員に欠員が生じたため、上尾市学校運営協議会規則（平成30年上尾市教育委員会規則第5号）第7条第3項の規定により、下表記載の者を任命する。

任命 [任期：令和7年3月31日まで]

1 上尾市立平方小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
4号委員	わたなべ みちこ 渡辺 美智子	上尾市平方在住	元教諭	5年

2 上尾市立大石南小学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
4号委員	はまの まゆみ 濱野 真由美	上尾市畔吉在勤	畔吉保育所所長	新任

3 上尾市立大谷中学校学校運営協議会委員

選出区分	氏名	住所等	役職名等	委員歴
2号委員	たかはし たけこ 高橋 竹子	上尾市小敷谷在住	西上尾第1団地地区会議副会長	新任

添付資料

添付資料名

有 ・ 無

<p>件 名</p> <p>住民監査請求に係る監査結果について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>いじめ問題調査委員の報酬について、地方自治法第242条第1項の規定に基づき、上尾市監査委員に提出のありました上尾市職員措置請求書について、概要及び監査結果を報告します。</p> <p>1. 上尾市監査委員への請求書の提出日及び受理日 令和6年1月30日</p> <p>2. 請求の内容</p> <p>「上尾市いじめ問題調査委員会」の委員の就任について、その経緯に見過ごせない瑕疵があり、正当性が無いことから、すでに支払われた過去1年分の「いじめ問題調査委員」としての報酬及び費用弁償の返還を求める。</p> <p>3. 監査対象事項</p> <p>上尾市教育委員会の決裁を経ずに上尾市いじめ問題調査委員会委員に委嘱された委員に対して報酬等を支給したことが、不当な公金の支出に該当するか。</p> <p>4. 監査対象部 教育委員会事務局学校教育部</p> <p>5. 監査結果</p> <p>(1) 委員に対する報酬等の支給は、委員の役務の提供の対価であり、それに係る財務手続は市条例等に沿ったものになっていることから、財務会計上の行為自体は違法・不当ではない。</p> <p>(2) これに先行する委員の委嘱については、教育委員会決裁が必要なところ、これを欠いているため、上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程に違反するものである。</p> <p>(3) 本件委員の委嘱については、職能団体等からの推薦のうえで教育長まで決裁を経ていたことから、当該委嘱の決裁が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるということとはできないため、報酬等の支出負担行為等が、財務会計法規上の義務に違反してされた違法・不当なものであるということとはできない。</p> <p>以上のとおり、請求人が求める措置については理由がないことから、本件請求を棄却する。</p>	
添付資料	添付資料名
有 ・ 無	住民監査請求に係る監査結果について(通知)【16ページ～21ページ】

上監査第130号
令和6年3月29日

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛 様

上尾市監査委員 大 山 一 夫
上尾市監査委員 代 田 龍 乗
上尾市監査委員 小 林 淳 子



住民監査請求に係る監査結果について（通知）

地方自治法第242条第1項の規定に基づき、令和6年1月30日付けで提出のあった上尾市職員措置請求書について、同条第5項の規定により監査を行った結果は、次のとおりです。

第1 請求の受理

1 請求人



2 請求書の提出日

令和6年1月30日

3 請求の内容(請求人から提出のあった「上尾市職員措置請求書」の原文に沿って記載)

1 請求の要旨

(1) 上尾市内のある中学校で、「いじめ重大事態」により被害を受けた生徒が、3年生の後半から一度も登校できずに卒業せざるを得なかったという、極めて深刻かつ重大な事案が起きました。この「いじめ重大事態」について、令和5年7月に「上尾市いじめ問題調査委員会」〔①〕から『調査報告書』が公表されました。

しかしながら、昨年12月の上尾市議会において、当該『調査報告書』については多くの不備があるとの理由から、「いじめ重大事態」についての「再調査」を求める趣旨の『請願第27号／上尾市いじめ問題調査委員会 調査に関する請願』が採択されました。つまり、「いじめ問題調査委員会」の調査は多くの不備があるとの指摘を市議会が認めたということになります。

(2) 上述の「上尾市いじめ問題調査委員会」の委員の就任の要件や経緯について請求人が調べたところ、「法律、条例又は教育委員会規則の定めるところにより教育委員会におかれる附属機関を組織する委員の任免を行うこと」は教育委員会決裁を要する事項とされています。〔②〕上尾市教育委員会教育総務課に確認したところ「いじめ問題調査委員会」は教育委員会の附属機関であるとの教示を受けました。

〔③〕

(3) 前項で教示を受けた附属機関の委員の委嘱又は任命については、教育委員会決裁を要する事項であるため、教育委員会定例会の議案となっています。例示した令



和5年上尾市教育委員会4月定例会では、4件の議案が審議されています。〔④〕

たとえば、議案21号では、「上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」が審議されています。〔⑤〕

(4) 一方、請求人が情報公開請求で入手した「委嘱書」には、「いじめ問題調査委員会」の5名の委員の任期は、それぞれ令和4年4月1日～令和6年3月31日であると記されています。〔⑥〕ところが、令和3年1月～令和5年12月までに開催された教育委員会定例会・臨時会において、「いじめ問題調査委員会」の委員の委嘱については、議案はおろか報告事項にもなっていません。〔⑦〕

すなわち、先に述べたとおり、「教育委員会におかれる附属機関を組織する委員の任免を行うこと」は、教育委員会決裁を要するにもかかわらず、必要な決裁を経ていません。したがって、現在の「いじめ問題調査委員会」の委員の就任については、重大な手続き上の瑕疵があると言わざるを得ません。

(5) 文科省の『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』では、いじめ重大事態の調査組織は「当該いじめの事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図るよう努めるものとする」とされているにもかかわらず、令和4年度の委員就任に向けての所属団体（埼玉弁護士会など）への推薦依頼は全く行われておらず、この点からも委員の選任については極めて杜撰であったことが判明しました。〔⑧・⑨〕

(6) 以上の事実から、上述の『調査報告書』を発出した「上尾市いじめ問題調査委員会」の委員の就任にあたっては、その経緯に見過ごせない瑕疵が認められ、「いじめ問題調査委員」としての正当性が無いことから、すでに支払われた過去1年分の「いじめ問題調査委員」としての報酬および費用弁償の返還を求めるものです。

[返還を求める金額]

現在「上尾市いじめ問題調査委員」と称される方たちの名簿は事実証明書〔⑩〕、返還を求める金額は5名分計¥420,000-となります（内訳は事実証明書〔⑪〕）。

4 事実証明書（請求人から提出された「事実証明書」に沿って文書名を記載）

- ① 上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例
- ② 上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程
- ③ 教育総務課より「教育委員会の附属機関」についての教示
- ④ 「令和5年 上尾市教育委員会4月定例会の結果概要について」
- ⑤ 「上尾市幼児教育推進協議会委員の委嘱又は任命について」
- ⑥ 「委嘱書」
- ⑦ 附属機関委員等委嘱・任命の状況
- ⑧ 文科省『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』より
- ⑨ 上教指第2316-2号文書「行政文書非公開決定通知書」
- ⑩ 『調査報告書』に掲載されている名簿
- ⑪ 上尾市いじめ問題調査委員に支払済の報酬・費用弁償内訳

- ⑫ 2024（令和6）年2月9日付け/上尾市からのプレスリリース
- ⑬ 教育委員会のあらまし
- ⑭ 附属機関名 等
- ⑮ 上尾市いじめ問題調査委員一覧（氏名敬称略）現在の委員数 5名
- ⑯ 上尾市教育委員会会議規則
- ⑰ 上尾市教育委員会 令和5年第2回臨時会（2023.08.03）会議録より
- ⑱ 当初「非公開処分」とされ、審査請求の結果開示された『会議録』

5 要件審査

本件請求は、地方自治法第242条に規定する要件を具備しているものと認め、令和6年1月30日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求は、上尾市いじめ問題調査委員会委員の任免は、教育委員会の決裁を要するにもかかわらず、これを欠いたまま委嘱された上尾市いじめ問題調査委員会委員は、委員として正当性が認められないことから、当該委員に対する報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給は不当な公金の支出であるとし、当該委員に支払われた過去1年分の報酬等について、教育長及び教育委員会事務局に対し返還するよう措置請求があったものである。

したがって、教育委員会の決裁を経ずに上尾市いじめ問題調査委員会委員に委嘱された委員に対して報酬等を支給したことが、不当な公金の支出に該当するかを監査対象事項とした。

2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第7項の規定に基づき、令和6年2月13日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人による陳述がなされた。

また、請求人より事実証明書として、⑫から⑱までの追加の書類の提出があった。

3 監査対象部

学校教育部を監査対象とし、関係職員から事情聴取を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

本件請求に係る事実関係について、関係書類の調査及び事情聴取により確認した事項は、次のとおりである。

(1) 決裁権者

上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程第10条及び別表第1の9の項第1号アによれば、教育委員会に置かれる附属機関を組織する委員その他の構成員の任免を行うことは、教育委員会決裁とされている。そして、上尾市いじめ問題調査委員会は、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定に基づき、上尾市いじめ問題対策

連絡協議会等の設置に関する条例により設置された教育委員会の附属機関であることから、その委員の任免については、教育委員会の決裁によらなければならない。

(2) 教育委員会決裁の有無

本件請求の対象である上尾市いじめ問題調査委員会委員の任期は令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間である。委嘱に係る起案がされたのは令和4年5月31日で、同年6月6日に教育長の決裁が下りているが、教育委員会決裁とはなっていない。

平成26年10月1日に上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例が施行され、上尾市いじめ問題調査委員会が設置された際は、平成26年度上尾市教育委員会11月定例会で委員の委嘱について審議されている。その後、平成28年度については、委嘱に係る文書は保存年限満了のため既に廃棄されており、委員の委嘱についてどのような手順を踏んだのかは不明であるが、平成30年度及び令和2年度においては、教育長決裁となっており教育委員会決裁となっていない。事情聴取によれば、本件委員会を所管する指導課職員は行政の事務に不慣れであり、前例踏襲で事務手続を行っていたため、教育委員会決裁という認識がなかったとのことである。

(3) 職能団体等からの推薦

指導課より提出された書類及び事情聴取によれば、上尾市いじめ問題調査委員会委員を委嘱するに当たっては、上尾市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例第13条第2項の各号に掲げる者について、電話で職能団体等に推薦依頼をしていたとのことである。

なお、令和2年4月1日からの2年間を任期とする委員を委嘱する際は、文書で職能団体等に推薦依頼をしており、書面による回答を得ている。

(4) 委員の勤務状況

5名の上尾市いじめ問題調査委員会委員が委員として委嘱された令和4年4月1日から本件請求が提出される令和6年1月30日までの間、10回の委員会が開催された他、複数回にわたるいじめ問題に係る聴き取り調査が行われている。そして、各委員の勤務状況は、指導課より提出された書類及び事情聴取により、請求人が事実証明書⑩で示すとおりであることが確認された。

(5) 財務手続

上尾市いじめ問題調査委員会委員の過去1年分の報酬等の支出負担行為及び支出命令（以下「支出負担行為等」という。）は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則に基づき教育委員会事務局職員により補助執行されたものであり、支出負担行為兼支出命令票により決裁されている。また、その額は上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例に定めるとおりであり、各委員の勤務日数に応じたものになっている。

2 判断

以上の事実関係の確認の結果から、次のとおり判断する。

本件請求において、請求人は、教育委員会の決裁を経ずに上尾市いじめ問題調査委員会委員が委嘱されたことが違法・不当であるため、当該委員への報酬等の支給も違法・不当であると主張している。

本件請求においては、委員の委嘱という先行する原因行為が違法・不当であるとする、後行する報酬等に係る支出負担行為等の財務会計上の行為も違法・不当となるのが問題となる。この点について、財務会計上の行為を行った職員に対して損害賠償責任を問うことができるのは、「先行する原因行為に違法事由がある場合であっても、上記原因行為を前提にしてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である」（最高裁平成4年12月15日判決）と判示されている。

本件請求において、委員に対する報酬等の支給は、事実確認(4)、(5)のとおり、委員の役務の提供の対価であり、それに係る財務手続は市条例等に沿ったものになっていることから、財務会計上の行為自体は違法・不当ではない。しかしながら、これに先行する委員の委嘱については、事実確認(1)、(2)のとおり、教育委員会決裁が必要なところ、これを欠いているため、上尾市教育委員会の権限に属する事務の決裁に関する規程に違反するものである。上記判例によれば、たとえ本件委員の委嘱が同規程に違反しているとしても、「当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する」ものでなければ、ただちに財務会計上の行為が違法・不当であると評価することはできない。

そして、先行する原因行為の違法性を是正することが財務会計法規上の義務とされているところ、この違法性がいかなる程度の場合にこれを是正しなかったことが財務会計法規上の義務違反と評価しうるかという点については、「(原因行為が)著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるときでない限り、これを尊重し、その内容に応じた財務会計上の措置を執る義務があるというべきである」（最高裁平成17年3月10日判決）と判示されている。

本件委員の委嘱については、職能団体等からの推薦のうへで教育長まで決裁を経ていることから、当該委嘱の決裁が著しく合理性を欠き、そのために予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があるということとはできず、教育委員会事務局職員としては、本件委嘱を前提とし、条例に基づき委員に報酬等を支給すべき義務があるものというべきである。そうすると、教育委員会事務局職員による報酬等の支出負担行為等が、財務会計法規上の義務に違反してされた違法・不当なものであるということとはできず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

3 結論

以上のとおり、請求人が求める措置については理由がないことから、本件請求を棄却する。

4 意見

本件監査の結論としては、以上のとおりであるが、上尾市いじめ問題調査委員会委員の委嘱において手続の不備があったことは請求人の指摘するとおりである。

事務執行に当たっては、関係例規等を遵守すべきところ、安易な前例踏襲となっていたと言わざるを得ず、また、指導課が所管する別の附属機関委員の委嘱については適正に決裁が行われていたものもあったことに鑑みると、所属内の情報共有や連携の不十分さも疑われる。

については、再発防止と事務の見直しを強く望むものである。

令和6年上尾市教育委員会4月定例会 報告事項10

所属名 学校教育部 指導課

<p>件 名</p> <p>令和6年3月 いじめに関する状況について</p>	
<p>内 容 説 明</p> <p>令和6年3月 いじめに関する状況について、別紙のとおり報告します。</p>	
添付資料	添付資料名
<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無	令和5年3月 いじめに関する状況【23ページ～24ページ】

令和6年3月 いじめに関する状況

【中学校】

令和6年3月31日現在

30																
25																
20																
15																
10																
5																
0																
認知	残7	16	16	12	20	10	29	27	27	18	19	修正前 13	修正後 14			7
解消		2	3	4	12	7	6	11	7	17	15	32				49
月	~R5.3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			3月

※  認知
 解消

R4年度認知分における2月分までの解消分は削除済み。
R5年3月までのものは、左側にまとめた。

令和6年3月
・3月認知 7件
・解消に向けて取組中 74件
(※3月認知分は含まず)
・3月解消 49件

件 名

産業医の委嘱について

内 容 説 明

大石小学校・東小学校・上尾中学校・大石中学校に勤務する教職員が、それぞれ50人以上となり、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第13条第1項の規定により産業医を選任する必要が生じたため、上尾市立学校職員衛生管理規程第6条第1項から第3項までの規定に基づき、委嘱いたしましたので報告します。

記

1 被委嘱者

氏 名	住 所 等	勤務校	備考
せきね たけし 関根 威	あげお第一診療所	大石小学校	新規
ふかの いちろう 深野 一郎	深野医院	東小学校	再任
いまむら けいいちろう 今村 恵一郎	今村整形外科・外科	上尾中学校	再任
むらた ひろこ 村田 宏子	村田内科胃腸科医院	大石中学校	再任

2 任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

添付資料

添付資料名

有 ・ 無